

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業設計コンストラクション・マネジメント業務
公募型プロポーザル応募要項

1 趣旨

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業設計コンストラクション・マネジメント業務公募型プロポーザル応募要項（以下「本要項」という。）は、徳島県（以下「県」という。）が、藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業設計コンストラクション・マネジメント業務（以下「本業務」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定するに当たり、公平性及び透明性を確保しつつ、幅広い提案を受けるため、本業務への参加を希望する事業者を対象に公表するものです。

2 業務概要

（１）業務名

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業設計コンストラクション・マネジメント業務

（２）業務内容

藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業設計コンストラクション・マネジメント業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

（３）履行期間

契約締結日の翌日から令和１０年４月２０日まで

（４）提案上限額

52,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

3 スケジュール

日 程（予定）	内 容
令和８年７月１７日（金）	・ 公告及び応募要項等の公表
〃	・ 質問書及び参加表明書提出受付開始
７月２８日（火）	・ 質問書提出締切
７月３１日（金）	・ 質問回答書公表
８月５日（水）	・ 参加表明書提出締切
８月１０日（月）	・ 参加資格確認結果通知
〃	・ 企画提案書提出受付開始
８月２１日（金）	・ 企画提案書提出締切
８月下旬	・ 審査
９月上旬	・ 審査結果の通知及び公表

4 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (2) 建築士法第 26 条第 2 項の規定による事務所閉鎖命令を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和 8・9 年度徳島県一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）（以下「参加資格業者名簿」という。）に記載されている者であること。ただし、当該名簿に未登録である場合は、令和 8 年 7 月 31 日（金）までに、測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱による資格審査の申請を行っている者に限る。
- (5) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の開始の命令がなされた者でないこと。
- (8) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- (9) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。また、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者でないこと。

- (10) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者でないこと。
- (11) 最近 1 年間に於いて法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (12) 「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務」の優先交渉権者（優先交渉権者からの委託を受ける協力会社を含む。）及び「7 審査・選定」の「(1) 選定委員会の設置」による選定委員の所属する団体等と資本面又は人事面において関係がない者であること。応募者からの委託を受け参加する企業（以下「協力会社」という。）も同様の扱いとする。
- (13) 他の応募者の協力会社でないこと。ただし、応募者の協力会社が、他の応募者の協力会社となることは妨げない。
- (14) 平成 18 年 4 月 1 日から公告日までに完了した、次に掲げるア又はイの要件を満たす業務を元請けとして履行した実績を 1 件以上有すること。

ア 同種業務

国又は地方公共団体等が発注した、延べ面積 10,000 m²以上である建築物の新築、増築又は改築工事に関する基本設計又は実施設計におけるコンストラクション・マネジメント業務

イ 類似業務：

延べ面積が 10,000 m²以上である建築物の新築、増築又改築工事に関する基本設計又は実施設計におけるコンストラクション・マネジメント業務

※ 国又は地方公共団体等が発注する工事

- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に定める公共工事
- ・ 「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に定める公的医療機関」、「国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に定める国立大学法人」又は「地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に定める公立大学法人」が発注する工事

- (15) 配置予定技術者として、「5 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本業務の期間中に配置できること。

5 配置予定技術者の資格

(1) 総則

- ・ (2) から (9) の技術者をそれぞれ配置すること。
- ・ (2) 及び (3) の技術者は、応募者と参加表明書の提出日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係のある者とする。
- ・ (4) から (9) の技術者は、協力会社の社員であって、参加表明書の提出日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係のある者としてすることができる。
- ・ 同一人物が各技術者を兼任することは認めない。ただし、管理技術者と「建築（総合）」主任担当技術者との兼務及び「電気設備」主任担当技術者と「機械設備」主任担当技術者との兼務は認める。

(2) 管理技術者

- ・ 建築士法第 2 条第 2 項に規定に基づく一級建築士及び一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネージャー（以下「CCMJ」という。）の資格を有すること。
- ・ 国又は地方公共団体等が発注した業務で、平成 18 年 4 月 1 日から公告日までに完了した基本設計又は実施設計におけるコンストラクション・マネジメント業務の業務実績があること。

(3) 「建築（総合）」主任担当技術者

- ・ 建築士法第 2 条第 2 項に規定に基づく一級建築士の資格を有する者で、平成 18 年 4 月 1 日から公告日までに完了した基本設計又は実施設計におけるコンストラクション・マネジメント業務の業務実績があること。

(4) 「建築（構造）」主任担当技術者

- ・ 建築士法第 10 条の 3 第 1 項の規定に基づく構造設計一級建築士の資格を有すること。

(5) 「電気設備」主任担当技術者

- ・ 建築士法第 10 条の 3 第 2 項に規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第 17 条の 18 の規定に基づく建築設備士の資格を有すること。

(6) 「機械設備」主任担当技術者

- ・ 建築士法第 10 条の 3 第 2 項に規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第 17 条の 18 の規定に基づく建築設備士の資格を有すること。

(7)「コスト管理」主任担当技術者

- ・ 公益社団法人日本建築積算協会の認定する建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有すること。

(8)「施工計画」主任担当技術者

- ・ 建設業法第 27 条の規定に基づく一級建築施工管理技士の資格を有すること。

(9)「ホール施設計画」主任担当技術者

- ・ 舞台（機構、音響、照明等含む）、楽屋、スタジオ、活動室等のホール施設計画に関する高度の知見を有し、仕様書の「2 業務内容」の「文化ホール機能等の確保・充実に向けたモニタリング支援業務」を実施できる経験及び能力を有すること。

6 応募手続き

(1) 質問及び回答

① 質問書の受付期間

- ・ 公告日から令和 8 年 7 月 2 8 日（火）午後 5 時まで（必着）

② 提出先

- ・ 「11 担当窓口」まで提出してください。

③ 提出方法

- ・ 質問書を、電子メール（Excel データ形式）にて提出してください。
- ・ メールタイトルは、「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業設計コンストラクション・マネジメント業務__質問書」としてください。
- ・ 送信後に、必ず電話により受信を確認してください。

④ 回答日

- ・ 令和 8 年 7 月 3 1 日（金）

⑤ 閲覧方法

- ・ 県ホームページに掲載します。

(2) 参加表明書の提出

① 受付期間

- ・ 公告日から令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 5 時まで（必着）

② 提出先

- ・ 「11 担当窓口」まで提出してください。

※ 封筒表書に「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業設計コンストラクション・マネジメント業務__参加表明書在中」と記載してください。

③ 提出方法

- ・ 郵送又は信書便事業者による配送にて提出してください。

④ 提出書類

提出書類	様式	部数
参加表明書	様式 1	1 部
業務実績調書	様式 2	1 部
配置予定技術者一覧表	様式 3 - 1	1 部
配置予定技術者調書	様式 3 - 2	1 部

⑤ 留意事項

- ・ 各様式の留意事項を遵守してください。

(3) 参加資格の確認通知

- ・ 参加資格の確認結果は、令和8年8月10日（月）までに、事務局から電子メールにより通知いたします。
- ・ 参加表明書を提出された方は、次のとおり、それぞれ対応してください。

参加表明書を提出された方の区分		対応
8月10日までに通知を受け取った方	参加資格を満たしている旨の通知を受け取った方	特に対応は必要ありません。
	参加資格を満たしていない旨の通知を受け取った方	「参加資格を満たしていない理由の説明」を求めることができます。説明を受ける場合は、令和8年8月19日（水）午後5時までに上記提出先宛に請求文書を送付ください。
8月10日までに通知を受け取っていない方		令和8年8月17日（月）午後5時までに、担当窓口までお電話ください。

- ・ 参加表明書を提出した後に辞退する場合は、郵送又は信書便事業者による配送にて、辞退届（様式任意）を提出してください。

(4) 企画提案書の提出

① 受付期間

- ・ 令和8年8月10日（月）から令和8年8月21日（金）午後5時まで（必着）

② 提出先

- ・ 「11 担当窓口」まで提出してください。

③ 提出方法

- ・ 郵送又は信書便事業者による配送にて提出してください。

④ 提出書類

提出書類	様式	部数	
		紙媒体	電子媒体
企画提案書（表紙）	様式4－1	1部	2部 (CD-R) PDF形式 とする
企画提案書（実施方針等）	様式4－2	6部	
企画提案書（テーマ別提案）	様式4－3	6部	
見積書及び内訳書	任意様式	1部	

⑤ 留意事項

- ・ 企画提案書の作成にあたっては、「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業 基本・実施設計業務公募型プロポーザル」における優先交渉権者が提出した技術提案書（以下「技術提案書」という。）のほか、本県の地域特性や求める諸条件を十分に理解した上で行うこと。
- ・ テーマ別提案のテーマは、以下のとおりとする。
 - 【テーマ1】高品質かつ機能性の高いホール整備事業を着実に進めるにあたり、発注者の円滑な意思決定を支援する体制の構築及び、効果的で実効性の高い品質・工程のマネジメント手法について提案すること。
 - 【テーマ2】設計者が提案する既存地下構造物の活用方針や、河川や道路等に近接する敷地特性を踏まえた施工計画、工期短縮策の妥当性・実現性を検証する手法について提案すること。
 - 【テーマ3】変動する社会経済情勢を見据えた厳格なコスト管理及び実効性の高いVEやコスト削減の手法について提案すること。
- ・ 様式4－2及び4－3には、企業名など、企画提案書の提出者（以下「提案者」という。）が特定される記述はしないこと。
- ・ その他各様式の留意事項を遵守すること。
- ・ 提出された書類は、徳島県における使用に限り、必要に応じて複写することがある。

7 審査・選定

(1) 選定委員会の設置

- 審査は、外部の学識経験者等から構成する「藍場浜公園西エリア・新ホール整備事業設計コンストラクション・マネジメント業務業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置して行います。なお、選定委員会は、次の委員により構成されています。

（敬称略・五十音順）

氏名	所属・役職
（あきやま たかひと） 秋山 孝人	徳島県観光スポーツ文化部 副部長
（おがわ ひろき） 小川 宏樹	徳島大学理工学部 教授
（きしだ のりあき） 岸田 徳明	公益社団法人徳島県建築士会 会長
（はらだ なおき） 原田 直樹	徳島県県土整備部 副部長

(2) 審査方法

審査は、事務局による業務実績調書、配置予定技術者調書等に基づく「書面評価」（以下「実績・資格等評価」という。）及び見積書に基づく「価格評価」、並びに選定委員による企画提案書の「書面審査」（以下「提案内容評価」という。）を行います。

(3) 審査基準

① 評価項目

- 審査における評価項目は、別表によるものとします。

② 点数化の手順

- 事務局は、「実績・資格等評価」及び「価格評価」の判断基準に基づき、各評価項目ごとに評価点を算出します。
- 選定委員は、提案内容評価の各評価項目について、A・B・C・D・Eの5段階で評価を行います。
- 事務局は、選定委員による各評価項目ごとの評価結果に対して、下表にしたがって点数化を行い、その合計値に、「実績・資格等評価」及び「価格評価」の評価点を足し合わせた値の小数点第2位を四捨五入し、小数点以下第1位止めとした値をもって各選定委員における評価点とします。
- 4名の選定委員の評価点合計により順位付けを行い、1位となった提案者を委託候補者に、2位になった提案者を次点候補者に選定します。ただし、評価点合計が6割を下回る提案者については、委託候補者及び次点候補者に選定しません。

- ・ 評価点合計が最も高い提案者が複数ある場合は、以下の順により委託候補者を決定します。（次点候補者も同様の考え方とします。）
 ア 「提案内容評価」の評価点が最も高い者
 イ 「実績・資格等評価」の評価点が最も高い者
 ウ 「提案見積価格」が最も低い者
- ・ 提案者が1者の場合も審査を行い、「価格評価」を除く評価点合計が6割以上の場合には委託候補者に選定します。

評価	評価内容	採点基準
A	非常に優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.75
C	標準的である	配点×0.50
D	やや及ばない	配点×0.25
E	評価できる記載がない	配点×0.00

（４）選定結果の通知・公表

- ・ 選定結果は、提案者に対して通知するとともに、徳島県ホームページで公表します。

（５）委託候補者の選定に係る非選定理由についての質問

委託候補者に選定されなかった者は、次のとおり、その理由について説明を求めることができます。

① 当該非選定理由についての質問書の提出期間

- ・ 選定結果通知日から1週間

② 提出先

- ・ 「11 担当窓口」まで提出してください。

③ 提出方法

- ・ 質問書（任意様式）を、電子メールにて提出してください。
- ・ 送信後に、電話により受信を確認してください。

④ 回答

- ・ 質問書受付日から、1週間を目処に通知します。

8 契約締結

- ・ 委託候補者の決定後、委託候補者が「4 参加資格要件」の（４）に示す資格を満たしていることを確認します。資格を満たしていることが確認できた後、県は、委託候補者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とします。

なお、企画提案書はあくまでも提案者の実施能力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結します。ただし、契約条件が調整できない場合には契約しない場合があります。

- ・ 徳島県との協議が整った場合は、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結します。
- ・ 委託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出してください。
- ・ 委託候補者と委託契約の締結に至らなかった場合は、次点候補者を委託候補者とします。

9 その他契約に関する事項

（１）書類の優先順位

- ・ 書類の優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とします。その他、優先順位等について疑義が生じた場合は、県と協議の上で決定することとします。

- ① 契約書
- ② 質問回答書
- ③ 仕様書
- ④ 企画提案書

（２）契約保証金

- ・ 契約に際しては、業務委託料の 100 分の 10 以上に相当する契約保証金を納めてください。
- ・ 契約保証金の納付方法は、上記で定める金額に相当する現金納付とします。ただし、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。
- ・ 徳島県契約事務規則第 6 条第 7 項に掲げる公共工事履行保証証券の保証又は履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除します。

10 その他留意事項

- ・ 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。
- ・ 提出された書類等は返却しません。
- ・ 企画提案書に含まれる著作権、特許権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて提案者が負うこととします。

- ・ 提出された書類等は本業務の事業者選定以外に提案者に無断で使用しません。ただし、委託候補者として選定された提案者の企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得ることとします。
- ・ 提案者は、1つの提案のみ行うことができるものとします。
- ・ 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- ・ 次の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。
 - ア 各法令等に適合しないことが判明した場合
 - イ 見積価格が委託料上限額を超過している場合
 - ウ 委託候補者選定後に、配置予定技術者を配置できなくなった場合（ただし、同等の資格を有する者に変更し、徳島県が認めた場合はこの限りでない。）
- ・ 次の条件のいずれかに該当する場合は、無効となることがあります。
 - ア 選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
 - イ 参加資格要件を満たさない場合
 - ウ 提出書類が本要項の示す条件に適合しない場合
 - エ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - オ 提出書類に虚偽の記載があると明らかになった場合
 - カ その他、選定委員会が不適格と認めた場合

11 担当窓口

徳島県 観光スポーツ文化部 交流拠点戦略課（新ホール整備担当）

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

Email: kouryuukyotensenryakuka@pref.tokushima.lg.jp

TEL:088-621-2249